

眼の障害 2級の認定事例

(フリガナ) 氏名	○ ○ ○ ○	生年月日	昭和 平成 54年1月8日生(34歳)	性別	男・女							
住所	住所地の郵便番号 ○ ○ ○ ○ ○ ○	都道府県	○ ○	市区	○ ○ ○							
① 障害の原因 となった 傷病名	網膜色素変性症(両)		② 傷病の発生日 昭和 平成 10年10月頃日	療録で確認 本人の申立て (年 月 日)								
④ 傷病の原因 又は誘因	不詳 初診年月日(昭和・平成 年 月 日)	⑤ 既存 障害	なし	⑥ 既往症	なし							
⑦ 傷病が治った(症状が固定して治療 の効果が期待できない状態を含 む。)かどうか。	傷病が治っている場合 …… 治った日 平成 年 月 日		確認 推定									
⑧ 診断書作成医療機関に おける初診時所見 初診年月日 (昭和・平成) 23年6月14日)	視力は右(1.5)、左(1.5)と良好であったが、視野は求心性に狭窄し10度以内であった。 網膜には広汎な変性を認めた。											
⑨ 現在までの治療の内容、期間、経過、その 他の参考となる事項	カルナクリン、アダブチノールを投与し、経過観察中である。		診療回数	年間 3回、月平均 回								
		手術歴	部位 左・右 眼球摘出・その他の手術 手術名() 手術年月日(年 月 日)									
⑩ 障害の状態 (平成 25年 1月 10日現症)												
(1) 視力 (視力測定の標準照度は200ルクスとしてください。)			(3) 所見									
	裸眼	矯正	矯正眼鏡	右	左							
右眼	0.4	1.5	-2.0 D	特になし	特になし							
左眼	0.5	1.5	-2.5 D	軽度の白内障	軽度の白内障							
				網膜色素変性	網膜色素変性							
(2)① 視野 ゴールドマン視野計を用いる場合はI/4の視標で測定してください。			(4) 調節機能・輻輳機能・瞳孔									
左		右		(5) まぶたの欠損・まぶたの運動								
②-1 中心視野 ゴールドマン視野計を用いる場合はI/2の視標で測定してください。			(6) 眼球の運動									
左		右		②-2 中心視野の角度(I/2の測定値)								
				上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計
右	5	6	7	6	5	6	6	5	6	5	4	6
左	5	4	5	4	5	4	5	4	5	4	3	6
	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
(注: 見えない部分について黒又は黒斜線で塗りつぶしてください。)			※視野障害がある場合は、左記の(2)①視野と②-1 中心視野に測定結果を記入してください。									
⑪ 現時の日常生活 動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)	視力は良好であるが、視野が狭いため不自由である。夜盲が強く暗所での労働は不可である。											
⑫ 予後 (必ず記入してください。)	回復の見込みなし		⑬ 備考									

「診療録で確認または本人の申立て」のどちらかを○で囲み、本人の申立ての場合はそれを職取した年月日を記入してください。

(お願い) 障害の状態は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。

(お願い) 太文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

上記のとおり、診断します。

平成 25年 1月 10日

病院又は診療所の名称

○ ○ ○ 病院

診療担当科名 眼科

所在地

○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○

医師氏名 ○ ○ ○ ○

印

(付 記)

- 本例は、初診日が「平成 10 年 11 月 14 日」で、障害認定日当時の障害の状態が国年令別表及び厚年令別表第 1 に該当しなかったが、その後障害の程度が悪化したため事後重症請求をしてきたものである。

この診断書の障害の状態は、平成 25 年 1 月 10 日現症のもので、年金請求日（平成 25 年 2 月 1 日）以前 3 月以内の診断書であるので、年金請求日の障害の状態はこれで確認できる。

- 傷病は「網膜色素変性症（両）」による視野障害であるので、⑩の(2)①、②-1、②-2 欄は必ず記載されていなければならない。

■ 認 定

障害の程度は、視野が I / 4 の視標で両眼とも 10 度以内におさまっており、中心視野の 8 方向の角度の大きい右眼が 46 度であることから、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当すると認められるので、2 級 15 号と認定される。